

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公表の方法）</p> <p>第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第七條の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表は、官報に掲載して行うものとする。</p> <p>（住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置）</p> <p>第二条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 地方公共団体実行計画の案及び当該案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により一般に周知するものとする。</p> <p>二 関係行政機関、法第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活</p>	

動推進員、法第二十四条第一項に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。））、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者の意見を聴くこと。

2 前項の規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

（関係地方公共団体の意見の聴取）

第三条 都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第一項の規定により地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くため、当該地方公共団体実行計画の案を関係地方公共団体に送付するものとする。

2 前項の規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

（都道府県及び市町村の公表）

第四条 都道府県及び市町村は、法第二十条の三十項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

（関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等

第五条 都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第十一項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければ

ばならない。

- 一 協力を求める内容又は意見の内容
- 二 協力を求める理由又は意見を述べる理由
- 三 その他参考となるべき事項

(指定の申請)

第六条 法第二十四条第一項の規定による都道府県センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(名称等の変更)

第七条 都道府県センターは、第六条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県センターは、第六条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(欠格事由)

第八条 (略)

(都道府県知事への報告等)

(指定の申請)

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第二十四条第一項の規定による都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(名称等の変更)

第二条 都道府県センターは、第一条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県センターは、第一条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(欠格事由)

第三条 (略)

(都道府県知事への報告等)

第九条 (略)

2・3 (略)

(全国地球温暖化防止活動推進センターへの準用規定)

第十条 第六条の規定は法第二十五条第一項の規定による全国地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けようとする法人について、第七条及び第九条の規定は全国地球温暖化防止活動推進センターについて準用する。この場合において、第六条第一項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、同条第二項第四号中「法第二十四条第二項各号」とあるのは「法第二十五条第二項各号」と、第七条中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「法第二十四条第一項」とあるのは「法第二十五条第一項」と、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第四条 (略)

2・3 (略)

(全国地球温暖化防止活動推進センターへの準用規定)

第五条 第一条の規定は法第二十五条第一項の規定による全国地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けようとする法人について、第二条及び第四条の規定は全国地球温暖化防止活動推進センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、同条第二項第四号中「法第二十四条第二項各号」とあるのは「法第二十五条第二項各号」と、第二条中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、第四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「法第二十四条第一項」とあるのは「法第二十五条第一項」と、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第六条 法第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表は、官報に掲載して行うものとする。